

事業所における 自己評価結果（公表）

公表：令和 5 年 12 月 1 日

事業所名 コペルプラス二子新地 教室

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	5			
	②	職員の配置数は適切である	5			
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	5		・階段やトイレ入口の段差についてのハード面は安全に配慮しながら同行や声掛け等によるソフト面でカバーできるよう努めています。	
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	5			
業務改善	⑤	業務改善を進めるための PDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	5			
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	5		・教室ブログやお子様お一人おひとりに開設しております「マイページ」にて、公表しています。	
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	5			
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		5		・コペルプラス本部よりフォローを受けています。
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	5		・勉強会を随時開催、または資料の閲覧により、基礎知識や専門的な	・OJT,OFF-JT,と共にSD(自己啓発)も積極的に取り組みます。

				スキルの向上に努めています。	
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	5	・アセスメントプログラム記録シートを活用しカンファレンスを実施、ニーズや課題、目標、支援内容等を具体的に立案しています。	
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	5	・標準化されているアセスメントプログラムシートを使用し記録しています。	
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	5	・「発達支援」「家族支援」「地域連携支援」につながるよう個別支援計画を作成させて頂いております。	

	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	5	・児童発達支援計画に沿った支援を行っています。 ・毎回の支援を通して適宜カンファレンスを開催し課題修正が必要となる際にはモニタリングを行っています。	
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	5	・コペルプラスの活動プログラムのメソッドをチームで展開しています。	
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	5	・コペルプラスの活動プログラムが、固定化されないよう、工夫されています。	

	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ、児童発達支援計画を作成している	5		
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	5		・実施しています
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	5		・実施しています
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	5		<ul style="list-style-type: none"> ・お子様お一人お一人に開設しているシステム「マイページ」に記録し、保護者様とも共有していると同時にご意見や質問、ご要望等もタイムリーに記入されます ・支援後の振り返りを毎回保護者さまと行い、課題修正や改善等が生じた際には早期対応に努めています。
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	5		・モニタリングにあたり支援の振り返りや評価をカンファレンスで意見交換し課題の達成、修正、抽出を行い判断しています。
関係機関や保	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	5		・児童発達支援管理責任者が参加しています。
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	5		・児童発達支援管理責任者が主

護者との連携関係機関や保護者との連携				として連携を行っています。	
	⑳	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	5	・対象外となります	
	㉑	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	5	・対象外となります	
	㉒	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5	・適宜支援内容等の情報共有や相互理解を図っています。	
	㉓	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5	・適宜支援内容等の情報共有や相互理解を図っています。	
	㉔	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	5	・適宜支援内容等の情報共有や相互理解を図っています。	
㉕	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	5			

	㉖	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	5	・連絡会に児童発達支援管理責任者が必要に応じて参加している。	
	㉗	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	5	・保護者さまより日々の成長を伺い毎日カンファレンスを開催することでスタッフ間の支援の共有に努めています。	

	⑳	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	5		・適宜、開催あるいはLINEにて共有しています。	
保護者への説明責任等	㉑	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	5		・ご説明及び施設内に掲示をしています。	
	㉒	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	5			
	㉓	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	5		・保護者さまと共に考え最善の方法を丁寧に模索、ご提案できますよう努めています。	
	㉔	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		5	・現在は保護者会を発足していないため保護者さま同士の連携はとりづらい現状です。	
	㉕	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	5			
	㉖	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	5		・「教室ブログ」「個人LINE」「マイページ」を利用して共有しています。	
	㉗	個人情報の取扱いに十分注意している	5		・「個人情報取り扱いマニュアル」を遵守しています。	
	㉘	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	5		・合理的配慮に努めています。	
	㉙	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		5		

非常時等の対応	④①	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	5		・各マニュアルを参照しながら周知、訓練を実施しています。	
	④②	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	5		・消防計画に通りに訓練を実施しています。	
	④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	5		・都度状況を確認し支援をすすめています。	
	④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている		5	・対象外	
	④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	5		・事故防止マニュアルを参照しながら、事故防止に努めています。	
	④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	5		・虐待委員会を設置し定期的に研修、勉強会、情報の共有を図っています。	
	④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している			・身体拘束に関する内容は個別支援計画に明記し利用者、その家族に十分説明の上同意を得ます。 ・身体拘束を行った際は必要事項を記録し速やかに行政へ報告、相談を行います。	

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。